

平成29年度人権啓発新聞意見広告業務委託に関する質疑への回答

平成29年3月10日現在

No.	質 疑	回 答
1	○なぜ新聞広告なのか 広告メディアが多種ある中、当該広告掲載において新聞メディアを選定、継続されている理由を教えてください。	京都府が実施する人権啓発事業として府内全域に広く情報を届ける観点から、新聞啓発は適当な手法と考えています。平成26年度に実施した府民調査結果においても、「人権問題についての理解や認識を深めるための手法」として新聞広告は上位に位置しており、こうしたことも踏まえ、継続して実施しています。
2	○効果測定について 当該広告実施後の効果についてはどのように図られているのか教えてください。	本事業の性質上、効果を具体的数値として測ることは困難ですが、京都府では、府民の人権意識についての調査を平成13年度及び23年度(26年度に補足調査)に実施しており、今後もこうした調査を実施していく予定です。 なお、現時点で次回調査の具体的な予定はありません。
3	○目標について 当該広告実施における数値その他の目標があれば教えてください。	
4	○他メディアでの展開について 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)において、「新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な媒体を活用し」とありますが、具体的な活用内容を教えてください。	本事業では、新聞以外のメディアでの展開は予定していません。
5	○ターゲット設定について 当該広告は、新聞というメディアの特性を考慮したターゲット設定はございますでしょうか。	広く府民に対して訴求していくこと以外に、具体的なターゲットは本企画提案募集にあたって設定していません。 なお、新聞の特性を活かした効果的なターゲットの設定も含めて企画提案していただいても結構です。
6	○京都府の主な人権啓発事業について ホームページでは過去実績として下記についての概要が挙げられていますが、平成29年度の予定及び概要を教えてください。 ・憲法週間(5月1日から7日まで)の取組 ・人権強調月間(8月)における取組 ・人権週間(12月4日から10日まで)の取組 ・人権擁護啓発ポスターコンクール ・人権メッセージ「わたしのひとこと」コンクール ・人権啓発フェスティバル ・世界人権宣言65周年記念「人権フォーラム」 ・人権啓発ラジオ番組 ・人権啓発パネル展 ・人権啓発指導者養成研修会 ・人権啓発学生サポーター	当該質問は、本事業の企画提案に直接関係するものでないと考えられますので、回答は控えさせていただきます。

(参考)業務説明会(平成29年2月27日実施)での質疑応答

No.	質 疑	回 答
1	過去の広告の府ホームページ掲載期間はいつまでか。プロポーザル中のみ掲載されているのか。	常時掲載しています。
2	本業務で作成した広告はいつまで府ホームページに掲載されるのか。	掲載期限は区切っていません。過去の新聞広告についても基本的にずっと継続的に掲載しています。
3	提出書類について、参加表明書のみを先に提出するのではなく、他の書類と同時に提出するという理解でよいか。また、万一辞退する場合、その時点では企画提案書は提出済になっているという理解でよいか。	質問のとおりです。なお、辞退の届出様式は任意です。
4	過去の広告について、京都府の評価(「あれはよかった」等)を教えてください。	不可とします。
5	募集要領等に再委託の記載がないが再委託は可能か。	委託事業の全部を再委託することはできませんが、一部業務を再委託することは可能です。企画提案書に、再委託先も含めて業務実施体制を記載してください。
6	評価基準について、前年からどのように変更されたか。	昨年度の評価基準から、よりプロポーザル方式の趣旨に合致するよう、企画提案の中心部分である3回分のラフ案についての評価を重視する方向で見直しました。
7	広告紙面を確保する際は、掲載金額も含めて申込みを行うイメージだが、掲載契約を府が別途新聞社と締結するというので、業務の進め方はどうなるか。	従来、府が新聞社と契約後、掲載希望日を各新聞社に伝えていましたが、それを委託業務の一環として行っていただきたいということです。業務遂行上の問題があれば相談に応じます。